

複数人訪問費用補助事業をご活用ください！

埼玉県では、複数人の訪問者による訪問看護を行うことを容易にし、訪問者の安全を図り、離職防止に資するため、補助を行っております。

✓ このような場合は補助の対象になります

- ① **利用者からの暴力行為等**から訪問者の安全を確保するため、複数人訪問を行うことに利用者ないしその同居家族等からの同意が得られない場合
- ② **利用者の同居家族等からの暴力行為等**から訪問者の安全を確保するため、複数人訪問を行う場合
- ③ ①または②を複数の事業者が共同して行う場合

身体的暴力

物を投げる、蹴る、押しのける、叩く、つねる、唾を吹きかける、激高する等

精神的暴力

暴言や罵声を浴びせる、恫喝する、叱責する、屈辱的な物言いをする、威嚇する等

セクシャルハラスメント

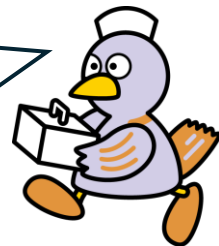
付きまとう、抱きつく、体に触る、性的な発言・言動をする等

「暴力行為等」

✓ このような場合もご相談ください

- ④ 上記①について、**複数人訪問を行うことに対し同意を得るために居宅等に訪問する際、利用者ないしその同居家族等から暴力行為等を受けるおそれがあり**、その防止を目的として複数人訪問を行う場合
- ⑤ 上記②について、**利用者の同居家族等から暴力行為等を受けるおそれがあり**、その防止を目的として複数人訪問を行う場合
- ⑥ 上記①～⑤について、複数人訪問を実施した**令和7年度内の実績がある**場合

- ・ 実際に暴力行為等があった場合だけでなく、**「おそれがある」場合にも適用**されます！
- ・ 当年度内であれば**過去の複数人訪問でも補助の対象**となります！



埼玉県マスコット「コバトン」

ご相談やご質問等がございましたらお気軽にお問い合わせください。
事業の詳細については県HPでご覧いただけます。

▼ WEB検索

埼玉県 訪問看護の充実

検索



▼ QRコード



【問い合わせ先】

埼玉県保健医療部医療人材課
看護・医療人材担当

電話：048-830-3543

メール：a3560-01@pref.saitama.lg.jp